

産業廃棄物処理計画書

令和 4 年 5 月 21 日

大分県知事 広瀬勝貞 殿

提出者

住所 大分県豊後大野市千歳町長峰1579番地1

氏名 恵藤建設株式会社 代表取締役 恵藤 誠

電話番号 0974-37-2135

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

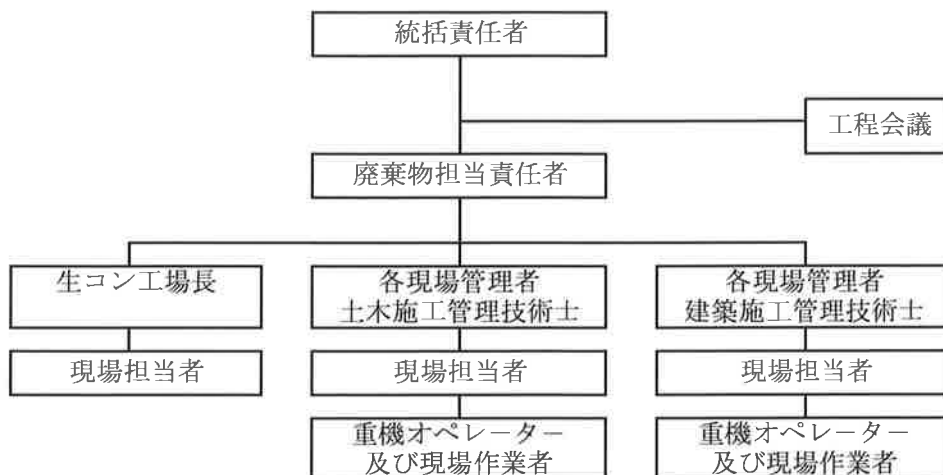
事業場の名称	恵藤建設株式会社
事業場の所在地	大分県豊後大野市千歳町長峰1579番地1
計画期間	自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合建設業
②事業の規模	1111646千円
③従業員数	42人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	現場 → ガレキ類 → 委託処理(破碎・選別) → コンクリート殻 → 委託処理(破碎・路盤材/RC-40) → アスファルト殻 → 委託処理(破碎・路盤材/RC-40) → 木くず → 委託処理(破碎・チップ化)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図)

- 産業廃棄物処理計画書作成
- 産業廃棄物管理票交付等
状況報告書作成
- 年間排出量集計
- マニフェスト発行・管理
- 委託契約書発行・管理



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (R 3 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトがら
	排 出 量	2,333.08 t	2,181.86 t
	(これまでに実施した取組) ・アスファルト殻→中間処理業者に破砕委託→再生アスコンとして再生利用 ・コンクリート殻→中間処理業者に破砕委託→再生路盤材として再資源化 ・生コン納品現場からの戻りコンが発生しないよう数量確認を確実に ・木くず→中間処理業者に破砕委託→チップ(燃料用)として利用 ・廃棄物すべては委託処理され、そのうち99%が中間処理され、残り1%が再生不可として最終埋立処分となっている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトがら
	排 出 量	2,100 t	1,964 t
	・アスファルト殻→中間処理業者に破砕委託(再生アスコンとして再生利用) ・コンクリート殻→中間処理業者に破砕委託(再生路盤材として再資源化) ・木くず→中間処理業者に破砕委託→チップ(燃料用)として利用 ・生コン納品現場からの戻りコンが発生しないよう数量確認を確実に ・現場担当者は各々、工程会議等で、産廃処理の流れについて、確認及び情報等の共有・推進を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・コンクリート・アスファルト塊、木くずは分別し再利用化に勤める。 ・石綿含有産業廃棄物が発生した場合は、専門産業廃棄物業者に委託処理。他の廃棄物と別管理し、排出元から直接処理施設に搬出。
②計画	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記①に同じ 加えて ・専門処理業者に委託する混合廃棄物は、出来る限り分別し、再利用を促進し、廃棄物の減量を図る。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 該当無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 該当無し		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) 該当無し			

(第4面)

①現状	【前年度（—年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 該当無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 該当無し		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（R3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトがら
	全処理委託量	2,333.08 t	2181.86 t
	優良認定処理業者への処理委託量	9.15 t	1283.12 t
	再生利用業者への処理委託量	2,323.85 t	898.74 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 委託業者を選定し、書面による契約を実施している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトがら
	全処理委託量	11,400 t	1,964 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	11,400 t	1,964 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外へ熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・委託先処理業者調査・選定		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。